

令和2年度

参議院特定事業主行動計画 年度報告

令和3年6月

参議院特定事業主行動計画策定・実施委員会

参議院事務局、参議院法制局及び裁判官弾劾裁判所事務局は、次世代育成行動計画及び女性活躍推進行動計画の両者を「次世代育成支援及び女性活躍推進のための参議院特定事業主行動計画～仕事と生活の調和、女性活躍の推進を目指して～（令和3年度～令和7年度）」として一体的に策定している。

本報告は、平成28年度から令和2年度までの行動計画である「参議院特定事業主行動計画～職業生活と家庭生活の調和、女性活躍の推進を目指して～」の令和2年度における実施状況を取りまとめ、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項に基づき公表するものである。

## 令和2年度 次世代育成支援及び女性活躍推進に関する取組

### ★「ワーク・ライフ・バランス講演会（オンライン）」の開催

令和2年度には、「ワーク・ライフ・バランス講演会」をオンラインで開催しました。

この講演会は、参議院特定事業主行動計画のサブテーマである「職業生活と家庭生活の調和、女性活躍の推進を目指して」に関する啓発活動として行っているものであり、今回で6回目、オンラインでは初の開催です。

講演会は、令和3年2月19日～3月1日の間で参加者の都合のよい時間（30分程度）にオンライン講座「ドラマで学ぶ！仕事と育児の両立講座」を受講する形で開催し、育児休業中の職員を含む20名の職員が参加しました。

### ★新たな「特定事業主行動計画」策定に向けた意見募集

令和3年度からの新たな特定事業主行動計画である「次世代育成支援及び女性活躍推進のための参議院特定事業主行動計画～仕事と生活の調和、女性活躍の推進を目指して～（令和3年度～令和7年度）」を策定するに当たり、職員の子育て等に対する意識・意見を把握するため、令和2年12月～令和3年1月に意見募集を行いました。

当該意見募集には、計6件の意見が寄せられ、これらの意見を踏まえて新たな計画が策定されました。

### ★「定時退庁日のお知らせ」の実施

平成22年6月から、定時退庁日である毎週金曜日に、院内の電子掲示板に「定時退庁日のお知らせ」を掲載して、定時退庁を促しています。

当日中に行わなければならない仕事がある場合を除き、極力速やかに退庁し、仕事と生活の調和がとれる職場環境を実現するよう、また、日頃から超過勤務の縮減に努めるよう呼びかけています。

## ★「仕事・子育て両立サポーター」制度

平成22年度から開始した「仕事・子育て両立サポーター」には、現在、有志32名の登録があり、妊娠中及び子育て中の職員の相談相手や、後輩ママ・後輩パパに役立つ子育て情報の提供、次世代育成関連のイベントの周知等の協力をお願いしています。

※仕事・子育て両立サポーター制度は、仕事と子育ての両立等に関する相談窓口の一つであり、職員の妊娠、出産、育児休業、その他子育て時の疑問や不安に対して、子育て経験のある職員が自身の知識や経験に基づきアドバイスを行うものです。

相談を希望する職員は、院内電子掲示板の「仕事・子育て両立サポーター一覧（プロフィール）」から、話を聞いてみたい、聞いてもらいたいサポーターを選び、直接連絡を取ることができます。（相談内容等のプライバシー情報は、当該サポーターにおいて厳守します。）

## ★「育児休業中の職員に対する情報提供」の実施

平成27年度から、育児休業を取得している職員が円滑に職場に復帰できるよう、希望者に対して、育児休業中、随時、各種情報（人事異動情報、次世代育成支援関連情報等）をメール配信しています。

## ★「次世代育成支援ハンドブック」の更新

妊娠、出産、保育・育児、介護等の際に利用できる各種制度の内容、手続、問合せ先等を一冊にまとめた「次世代育成支援ハンドブック」を随時更新して院内電子掲示板に掲載するとともに、人事課において配付するなど、各種制度の周知及び利用促進を図っています。

## ★「家族職場見学デー」について

この行事は、夏休みの時期を利用して、参議院に勤める職員の家族等を国会に招待し、国会参観、職場訪問などの機会を提供するもので、例年8月下旬に実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、令和2年度は実施を見送りました。

## 令和2年度における各制度の利用状況等について

令和2年2月2日～令和3年2月1日の実績。ただし、暦年とあるものは令和2年1月1日～令和2年12月31日の実績。

### 【休暇・休業】

#### ★配偶者出産休暇（2日間）及び育児参加休暇（5日間）

…「配偶者出産休暇」は、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行う男性職員に与えられる休暇。

「育児参加休暇」は、妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員に与えられる休暇。

#### 【参議院特定事業主行動計画 目標（令和2年度）】

合計平均取得日数5日以上、取得率100%

#### 【利用状況】

令和2年度においては、取得要件を満たす男性職員（33人）のうち30人がいずれか一方又は両方の休暇を取得し（取得率91%）、合計平均取得日数は5.2日でした。

年度	取得要件を満たす男性職員数	配偶者出産休暇		育児参加休暇		いずれか一方又は両方の休暇取得者数（取得率）	合計平均取得日数
		取得者数（取得率）	平均取得日数	取得者数（取得率）	平均取得日数		
令和2年度	33人	29人（88%）	1.8日	24人（73%）	4.2日	30人（91%）	5.2日

#### 〔参考〕過去の利用状況

年度※1	取得要件を満たす男性職員数	配偶者出産休暇		育児参加休暇		いずれか一方又は両方の休暇取得者数（取得率）	合計平均取得日数※2
		取得者数（取得率）	平均取得日数	取得者数（取得率）	平均取得日数		
令和元年度	31人	28人（90%）	1.8日	22人（71%）	3.9日	29人（94%）	4.7日
平成30年度	19人	19人（100%）	1.8日	17人（89%）	3.7日	19人（100%）	5.5日
平成29年度	18人	14人（78%）	1.3日	12人（67%）	1.8日	16人（89%）	3.1日
平成28年度	36人	34人（94%）	1.7日	27人（75%）	2.9日	36人（100%）	4.6日

※1 令和元年度：平成31年2月2日～令和2年2月1日の実績  
 平成30年度：平成30年2月2日～平成31年2月1日の実績  
 平成29年度：平成29年2月2日～平成30年2月1日の実績  
 平成28年度：平成28年2月2日～平成29年2月1日の実績

※2 平成30年度以前は、一部集計方法が異なる。

## ★育児休業

### 【参議院特定事業主行動計画 目標（令和2年度）】

男性職員の取得率 13%以上

### 【利用状況】

令和2年度においては、女性職員の取得率は100%、男性職員の取得率は63%でした。

年度	女性職員			男性職員		
	取得対象職員数※1	育児休業		取得対象職員数※1	育児休業	
		新規取得者数 (うち前年度出産)	取得率 ※2		新規取得者数 (うち前年度出産)	取得率 ※2
令和2年度	11人	11人 (0人)	100%	32人	22人 (2人)	63%

※1 女性職員：令和2年度に産出した女性職員から、産後休暇中の者を除いた数

男性職員：令和2年度に妻が産出した男性職員数

※2 取得率 = (新規取得者数 - 前年度出産者数) / 取得対象職員数

### 〔参考〕過去の利用状況

年度 ※1	女性職員			男性職員		
	取得対象職員数※2	育児休業		取得対象職員数※2	育児休業	
		新規取得者数 (うち前年度出産)	取得率 ※3		新規取得者数 (うち前年度出産)	取得率 ※3
令和元年度	8人	11人 (3人)	100%	31人	8人 (1人)	23%
平成30年度	16人	19人 (3人)	100%	19人	4人 (0人)	21%
平成29年度	11人	13人 (2人)	100%	18人	5人 (3人)	11%
平成28年度	15人	15人 (0人)	100%	36人	6人 (2人)	11%

※1 令和元年度：平成31年2月2日～令和2年2月1日の実績

平成30年度：平成30年2月2日～平成31年2月1日の実績

平成29年度：平成29年2月2日～平成30年2月1日の実績

平成28年度：平成28年2月2日～平成29年2月1日の実績

※2 女性職員：当該年度に産出した女性職員から、産後休暇中の者を除いた数

男性職員：当該年度に妻が産出した男性職員数

※3 取得率 = (新規取得者数 - 前年度出産者数) / 取得対象職員数

【配偶者出産休暇、育児参加休暇及び男性職員の育児休業の取得日数・取得率の向上に向けた主な取組（平成28年度～令和2年度）】

- ・ 配偶者出産休暇、育児参加休暇及び育児休業の利用経験がある男性職員を含む子育て中の職員による座談会を開催し、職員間の情報交換・ネットワーク作りの場を提供した（平成28年度、平成30年度、令和元年度）
- ・ 「タイムマネジメント」（平成29年度）、「仕事と育児の両立」（オンラインで開催・令和2年度）をテーマとしたワーク・ライフ・バランス講演会を開催し、職業生活と家庭生活の調和等に向けた職員の意識啓発を図った
- ・ 仕事と子育ての両立等に関する相談窓口として仕事・子育て両立サポーターを設置し、周知を図った（平成28年度～令和2年度）
- ・ 育児休業をしている職員が円滑に職場復帰できるよう、希望する育児休業中の職員に対し各種情報をメール配信した（平成28年度～令和2年度）
- ・ 両立支援諸制度等の内容及びその利用について、ハンドブックの作成、院内LANの活用、階層別研修等を通じた周知・啓発を図った（平成28年度～令和2年度）

男性職員の育児休業取得率及び配偶者出産休暇・育児参加休暇の合計取得日数は目標を達成しました。一方で、配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率は目標に届きませんでした。

これらの休暇等の取得対象となる職員は、これらの休暇等の子育てのための貴重な機会と捉え、制度を積極的に利用してください。

あわせて、各課室の所属長には、職員が制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりに努めるとともに、必要に応じて業務配分を見直すなど、制度の利用促進に向けた配慮をお願いします。

また、これらの制度の利用には、周囲の理解と協力が不可欠です。各職場における御理解と御協力をお願いします。

★子どもの看護休暇（暦年）

…小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が子を看護する必要がある場合に与えられる休暇

【利用状況】

看護休暇を取得した職員数	…	男性	48人
		女性	59人
		合計	107人

## ★年次休暇（暦年）

### 【参議院特定事業主行動計画 目標（令和2年度）】

年次休暇 平均取得日数 15日以上

### 【利用状況】

年次休暇 平均取得日数 … 14.62日（前年比+0.95日）

### 〔参考〕過去の利用状況

年	年次休暇 平均取得日数	前年比
令和元年	13.67日	+0.66日
平成30年	13.01日	△0.78日
平成29年	13.79日	+1.52日
平成28年	12.27日	+0.41日

### 【年次休暇の取得促進のための主な取組（平成28年度～令和2年度）】

- ・ 特定事業主行動計画年度報告において年次休暇の取得を促すほか、随時年次休暇の取得に関する呼びかけを行った（平成28年度～令和2年度）
- ・ 各職員が年5日以上年次休暇を取得することができるよう、所属長に年次休暇の計画表の作成・活用や各職員への配慮を求めるなど、年次休暇の取得促進のための環境整備を図った（平成30年度～令和2年度）

年次休暇の平均取得日数は、目標に届きませんでした。

年次休暇については、夏休み等に続けての連続取得、子どもの学校行事や家族の記念日などに合わせた取得など、計画的な取得に努めるほか、各部課室における業務の状況に応じ、積極的な取得をお願いします。また、以上に限らず、可能な場合は時間単位で取得するなど、私生活面の充実、心身のリフレッシュを図るよう心がけてください。

あわせて、各課室の所属長は、年次休暇の計画表を活用することなどを通じて職員の年次休暇の取得状況や業務量を適切に把握し、休暇の取得促進のための配慮を行うとともに、自らも進んで年次休暇を取得するよう努めてください。



## ★保育時間

…生後1年に達しない子を養育する職員が授乳等を行う場合に与えられる休暇

### 【利用状況】

保育時間を取得した職員数	…	男性	2人
		女性	<u>6人</u>
		合計	8人

## 【勤務時間・その他】

## ★育児時間

…小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために1日2時間以内まで勤務しないことが認められる制度

### 【利用状況】

育児時間を取得した職員数	…	男性	3人
		女性	<u>49人</u>
		合計	52人

## ★育児短時間勤務

…小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、常勤職員のまま、いくつかある勤務の形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができる制度

### 【利用状況】

育児短時間勤務を開始した職員数	…	男性	0人
		女性	<u>2人</u>
		合計	2人

### ★早出遅出勤務

…小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、放課後児童クラブに通う小学生の子を迎えに行く職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員に、1日の勤務時間を変更させることなく、始業・終業時刻を変更して勤務させる制度

#### 【利用状況】

早出遅出勤務を利用した職員数	…	男性	3人
		女性	26人
		合計	29人

### ★深夜勤務制限・超過勤務制限

…小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の勤務を制限する制度

#### 【利用状況】

深夜勤務制限を請求した職員数	……………	0人
超過勤務制限を請求した職員数	……………	0人

### ★超過勤務免除

…3歳に達するまでの子を養育する職員の超過勤務を免除する制度

#### 【利用状況】

超過勤務免除を請求した職員数	……………	0人
----------------	-------	----

参議院事務局及び法制局においては毎週金曜日、裁判官弾劾裁判所事務局においては毎週火曜日が定時退庁日です。

定時退庁日には、周りの職員と声を掛け合うなどして定時退庁に努めてください。また、各課室の所属長及び庶務担当者は、職員に定時退庁を促し、自らも率先して定時退庁に努めてください。